

島田市総合事業訪問介護費用基準額等を定める要領

平成30年8月21日

告示第209号

(趣旨)

第1条 この要領は島田市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（平成27年島田市規則第30号。以下「規則」という。）第19条に規定する総合事業訪問介護に係る第1号事業費用基準額（以下、島田市総合事業訪問介護費用基準額）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び規則で使用する用語の例による。

(事業に要する費用の額)

第3条 島田市総合事業訪問介護費用基準額は、別表1に定める。

2 島田市介護予防訪問介護費用の加算については、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別添1）1 訪問介護事業者の従事者によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）チからルに定められているものとする。

(1単位の単価)

第4条 費用の額の算定に要する1単位の単価は、島田市の地域区分単価とする。

(利用の回数)

第5条 島田市総合事業訪問介護の利用回数については、地域包括支援センター職員等が行う介護予防ケアマネジメントにより決定する。

(第1号事業支給費の割合)

第6条 第1号事業支給費の支給割合は、100分の90とする。

2 前項の規定にかかわらず所得の額が法第59条の2第1項の規定が適用される場合の第1号事業支給費の支給割合は100分の80、同条第2項の規定が適用される場合の第1号事業支給費の支給割合は100分の70とする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和元年9月3日告示第66号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

別表1（第3条第1項関係）

(1) 訪問型独自サービスⅠ 1,172単位

(事業対象者・要支援1・要支援2 1月につき・週1回程度利用)

(2) 訪問型独自サービスⅡ 2,342単位

(事業対象者・要支援1・要支援2 1月につき・週2回程度利用)

(3) 訪問型独自サービスⅢ 3,715単位

(事業対象者・要支援1・要支援2 1月につき・週2回を超える程度利用)

- (4) 訪問型独自サービスⅣ 267 単位
(事業対象者・要支援1・要支援2 1回につき・週1回程度利用・1月の中で4回まで)
- (5) 訪問型独自サービスⅤ 271 単位
(事業対象者・要支援1・要支援2 1回につき・週2回程度利用・1月の中で5回から8回まで)
- (6) 訪問型独自サービスⅥ 286 単位
(事業対象者・要支援2 1回につき・週2回を超える程度利用・1月の中で9回から12回まで)
- (7) 訪問型独自サービスⅥ 166 単位
(事業対象者・要支援1・要支援2 1回につき20分未満、1月の中で22回まで)